

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

西脇市の人口は、令和2年国勢調査において38,673人となり、平成7年以降緩やかな減少傾向にあるが、「北はりま定住自立圏」の中心市として北播磨地域における一定の都市の拠点性と求心力を保持している。市域の約3割を占める平坦地に人口が集積しており、特に市街化区域である西脇地区・野村地区などに集中している。市域面積の3.3%を占める437ヘクタールが人口集中地区（DIDD）となっており、同地区内に人口の38.5%を占める14,886人が居住している。

また、西脇市の就業人口は、令和4年兵庫県統計書において19,280人で、定住人口と同様、平成7年以降は減少傾向にある。産業大分類別の就業者割合では、第1次産業が2.0%、第2次産業が35.6%、第3次産業が58.1%となっており、播州織などの地場産業に従事する人が多いことから、兵庫県平均（24.1%）と比較して第2次産業の就業者割合が高い産業構造となっている。地場産業への依存度が強い産業構造であるが、産業構造の多重化に向け、市独自で産業団地の造成を行うなど積極的に企業誘致を進めてきた結果、中小企業を中心に機械器具関連製造業や金属関連製造業等の成長ものづくり産業の集積に加え、近年は内需型産業である飲食料品製造業の工場進出が進んでいる。

その一方で、西脇市内の企業の97.4%（令和3年経済センサス活動調査）が従業員数50人未満となっており、地域経済は中小企業によって支えられているとともに、経済情勢等の影響を受けやすい状況になっている。さらに、本市の有効求人倍率は、近年全国平均を上回る高い水準にあり、市内の中小企業においては人手不足や後継者不足とともに平均年齢の高齢化等の課題に直面している。

このような中、労働生産性の高い先端設備等の導入を支援することで、地域を支える中小企業が、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、業務のデジタル化により人手不足等の課題を解消し、持続的に成長できる企業基盤の整備を促進していくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等導入を促進し、地域経済の更なる発展に資することを目指す。

これを実現するため、本計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

西脇市の産業は、地場産業である播州織や播州釣針が基幹産業として西脇市発展の礎となり、多くの関連産業が集積し広く点在しており、市街地等には商工業のほか、産業団地には進出企業や農村部には農業など多様な業種が発展し、立地しているため、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

西脇市の産業は、地場産業である播州織や播州釣針が基幹産業として西脇市発展の礎となり、多くの関連産業が集積し広く点在しており、市街地等には商工業のほか、産業団地には進出企業や農村部には農業など多様な業種が発展し、立地している。

西脇市内の中小企業による幅広い取組を促進し、生産性向上の実現が必要であることから、本計画の対象となる区域は、西脇市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

西脇市内の中小企業は、製造業、卸売業、小売業、サービス業など多岐にわたり、多様な業種が地域経済を支えていることと産業構造の多重化に向けて取組を進めていることから、各産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新製品、新サービスの開発のほか、自動化の推進、IT導入による業務効率化、AIやIoTなど最先端技術の活用、省エネルギーの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携など産業や業種によって多様な取組が想定される。したがって、本計画において、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業を幅広く対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域社会の発展に配慮する。
- (3) 市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。